



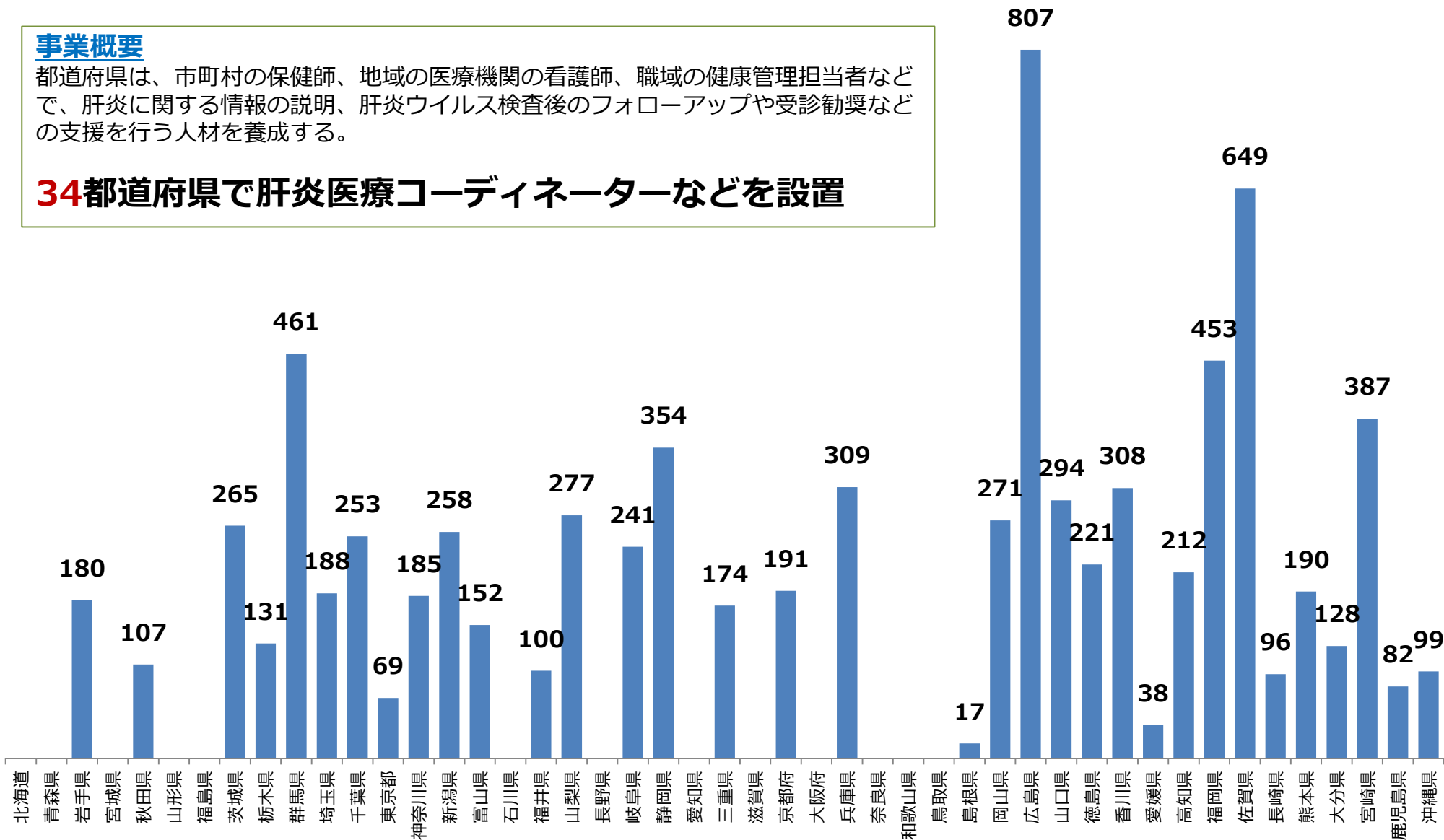
肝炎医療コーディネーター について

肝炎医療コーディネーターなどの人数

事業概要

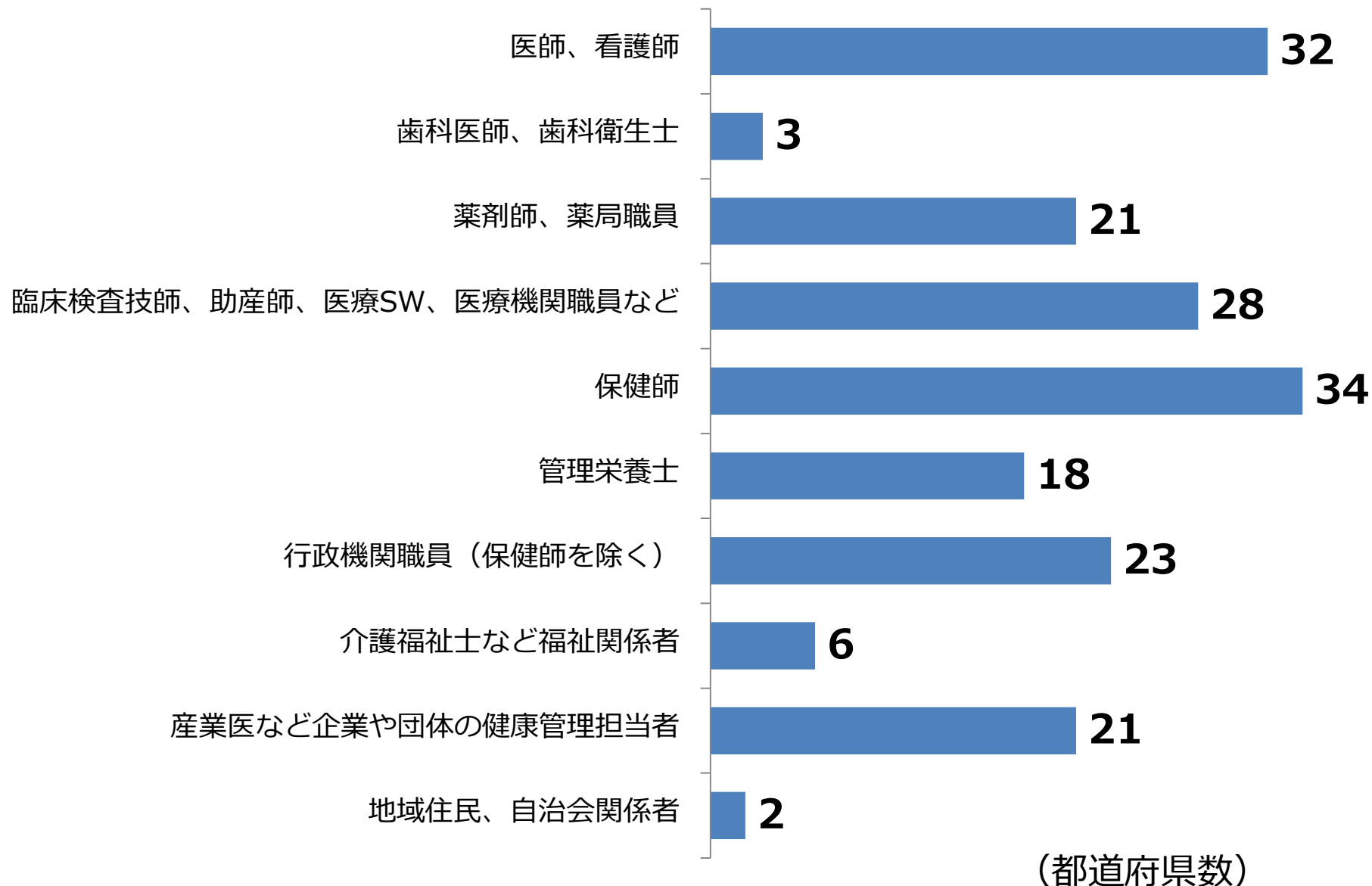
都道府県は、市町村の保健師、地域の医療機関の看護師、職域の健康管理担当者などで、肝炎に関する情報の説明、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨などの支援を行う人材を養成する。

34都道府県で肝炎医療コーディネーターなどを設置



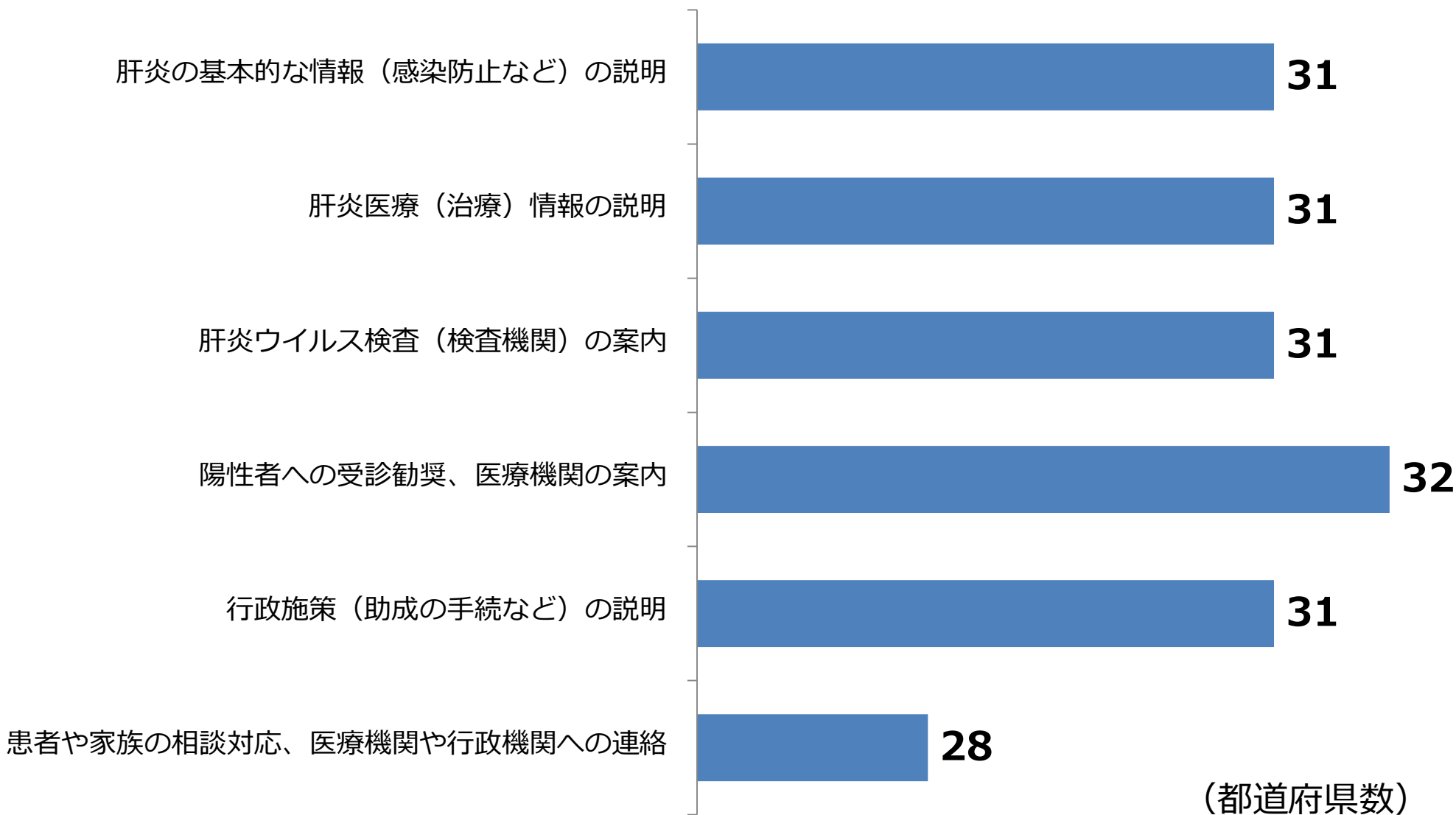
「平成28年度肝炎対策に関する調査（調査対象H27.4.1～H28.3.31）」厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ

肝炎医療コーディネーターなどの職種



(都道府県数)

肝炎医療コーディネーターなどの活動内容



「平成28年度肝炎対策に関する調査（調査対象H27.4.1～H28.3.31）」厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ

肝炎医療コーディネーターについての考え方（案）の概要

1. 基本的な考え方

- 肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすという肝炎対策基本指針の目標達成に向けて、「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」が促進され、肝炎患者やその家族への支援が適切に行われるようにするため、肝炎医療コーディネーターは、肝炎に関する基礎的な知識や情報を提供し、肝炎への理解の浸透、相談に対する助言や相談窓口の案内、受検や受診の勧奨、制度の説明などを行い、都道府県が養成及び活用を図るものとする。
- 都道府県は、拠点病院や管内市町村等と相互に協力して、肝炎医療コーディネーターの活動支援、技能向上（スキルアップ）、連携の強化などについて主導的な役割を果たすことが求められる。

2. 肝炎医療コーディネーターを配置する目的及び意義

- 肝炎医療コーディネーターを身近な地域や職域に配置することにより、肝炎患者やその家族への支援をきめ細かく行えるとともに、肝炎への理解を社会に広げる基盤が醸成されることが期待される。
- 肝炎医療コーディネーターが住民や肝炎患者などに直接働きかけるとともに、相互に連携して専門医療機関や行政機関などへ橋渡ししていくことにより、「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」が円滑に進むようになり、肝硬変や肝がんへの移行を予防又は遅延させることが期待される。
- 身近な地域や職域で肝炎医療コーディネーターが活動し、肝炎への理解を社会に広げる基盤が醸成されることにより肝炎患者への差別や偏見の解消に繋がることも期待される。

3. 肝炎医療コーディネーターの基本的な役割及び活動内容等

(1) 基本的な役割及び活動内容

コーディネーターの配置場所	基本的な役割	具体的な活動内容の例
① 拠点病院その他の医療機関及び検診機関	肝炎患者や肝炎ウイルス陽性者が安心して医療を受けられるように、主に保健医療や生活に関する情報提供や相談支援、フォローアップなどを行うとともに、行政や職場などとの連携の窓口となる	<ul style="list-style-type: none"> ・肝炎医療に係る情報、知識等の説明、肝炎ウイルス検査の受検案内 ・肝炎ウイルス検査陽性者への受診勧奨、専門医療機関との診療連携 ・肝炎患者やその家族への生活面での助言、服薬や栄養の指導 ・定期検査や医療費助成、身体障害者手帳等の制度や行政窓口の案内 ・仕事や育児と治療の両立支援相談に関する窓口案内 ・医療機関職員向けの勉強会の開催 ・肝臓病教室や患者サロンなどへの参加 <p style="text-align: right;">等</p>
② 保健所や市町村	肝炎対策全般についての普及啓発や情報提供を行い、拠点病院その他の地域や職域の関係機関と連携して、受検、受診、受療を促進するとともに、行政によるフォローアップに従事する	<ul style="list-style-type: none"> ・肝炎に係る基本的知識の説明、肝炎ウイルス検査の受検勧奨 ・肝炎ウイルス検査が受けられる医療機関、検診機関の紹介 ・拠点病院や肝疾患相談センター、専門医療機関の紹介 ・肝炎ウイルス検査陽性者に対する受診勧奨及びフォローアップ事業の案内・実施 ・B型肝炎ワクチン定期接種の説明・案内や感染予防に関する啓発・指導 ・定期検査や医療費助成、身体障害者手帳等の制度の案内 <p style="text-align: right;">等</p>
③ 民間企業や医療保険者などの職域	職域における肝炎ウイルス検査の受検を促進するとともに、肝炎患者が治療と仕事を両立しやすい職場環境の形成に努める	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主、管理・人事部門への肝炎に関する情報提供 ・従業員等への肝炎の基本的知識に関する啓発 ・肝炎ウイルス検査の受検案内、相談受付先の案内等 ・肝炎患者が治療を受けながら仕事を続けるための助言や職域と患者の就労配慮等（相談窓口の案内等） ・定期検査や医療費助成、身体障害者手帳等の制度や行政窓口の案内 ・地域や職域における啓発行事への参加、啓発行事の周知 <p style="text-align: right;">等</p>
④ 上記以外（患者会会員、薬局や障害福祉、介護事業所の職員、自治会会員など）	身近な地域の中で普及啓発を行うとともに、肝炎患者やその家族などの相談を受けて医療機関や行政機関への繋ぎ役となる	<ul style="list-style-type: none"> ・住民、入所者等への肝炎の基本的な知識に関する啓発 ・肝炎ウイルス検査の受検案内、相談受付先の案内等 ・肝炎に関する情報の入手先の案内 ・地域や職域における啓発行事への参加、啓発行事の周知 <p style="text-align: right;">等</p>

○ 上記に例示された活動には、それぞれの医療職種や行政職員としての本来業務、本来業務に付随又は関連する業務、自主的な活動などが含まれている。まずは、本来業務において肝炎の知識を十分に活かした患者支援を行うことが大切である。

3. 肝炎医療コーディネーターの基本的な役割及び活動内容等（つづき）

（2）連携の促進

- 各都道府県においては、肝炎医療コーディネーターが、自身が所属する機関以外の肝炎医療コーディネーターと必要に応じて連携できるように、以下のような工夫をされたい。
 - ・関係者の中で肝炎医療コーディネーターの名簿を共有すること
 - ・研修等の機会に連携の意義や方法を説明すること
 - ・肝炎医療コーディネーターの交流や情報交換の機会を設けること

（3）活動状況の把握

- 各都道府県においては、肝炎医療コーディネーターの活動状況を把握するように努め、活動支援や技能向上（スキルアップ）に活用することが望ましい。

4. 肝炎医療コーディネーターの配置場所の目安

- 各都道府県の拠点病院及び専門医療機関、保健所及び市町村の肝炎対策担当部署に配置するよう努めること。
- 肝炎患者などの利便性、地域や職域での普及啓発の取組、肝疾患診療連携体制の在り方などを考慮し、医療機関、検診機関、薬局、障害福祉・介護事業所、民間の企業や団体、医療保険者、患者団体など身近な地域や職域に配置することが望ましい。
- 医療機関については、肝炎の治療を行う医療機関だけでなく、かかりつけ医と専門医との連携を促進する観点から、その他の診療科にも配置することが望ましい。
- 上記を参考としつつ、都道府県は、肝炎医療コーディネーターの配置の方針又は目標等を示すとともに配置状況を定期的に確認し、均てん化を目指すことが望ましい。

5. 肝炎医療コーディネーターの養成

(1) 対象者

- 肝炎医療コーディネーターは、医師、看護師、薬剤師、栄養士、臨床検査技師、医療ソーシャルワーカーその他の保健医療関係職種、都道府県や市町村の職員（保健師など）、民間の企業や団体の健康管理担当者（産業医、衛生管理者など）などが参加すると想定されるが、資格や経験について要件を設ける必要はない。
- 患者や家族が肝炎医療コーディネーターとなり、当事者の視点で支援にあたることも有意義と考えられる。

(2) 内容

- 肝炎医療コーディネーターの研修内容として考えられるものは、概ね以下の通り。
 - ①期待される役割、心構え（橋渡し役の意識、配置場所などに応じた役割や連携、患者に寄り添う姿勢等）
 - ②肝疾患の基本的な知識（肝炎、肝硬変、肝がん等の感染予防法、病態、検査や治療法の基本的な知識）
 - ③各都道府県の肝炎対策（都道府県の計画と目標、定期接種、検査、患者支援策、特措法等）
 - ④地域の肝疾患診療連携体制（拠点病院や専門医療機関の役割や配置状況、かかりつけ医との連携等）
 - ⑤肝炎医療コーディネーターの具体的な活動事例（現場の体験談、受診勧奨や相談支援の具体的な方法等）

(3) 肝炎医療コーディネーターの認定方法

- 都道府県等で基本的知識や各種情報の習得に係る研修などを行い、試験などにより習得状況の確認を行うことが望ましい。なお、研修等修了者には修了証等を交付し、またバッジなどの表示に関する工夫も検討する。
- 肝炎医療コーディネーターの認定を定期的に更新することや、リーダー的なコーディネーターなど役割等に応じた上位資格を設けることについても適宜検討されたい。

(4) 活動支援

- 都道府県は、肝炎医療コーディネーターの名簿を作成し、厳重に管理する。
- 都道府県、都道府県から委託を受けた拠点病院は、肝炎医療コーディネーターの活動を支援するため、情報の提供、活動の案内、相談や助言、研修などで主導的な役割を果たすとともに、肝炎医療コーディネーター相互の連携や肝臓専門医などとの協力が図られるように配慮すること。
- 肝炎医療コーディネーターが所属している機関が、組織として、肝炎医療コーディネーターの活動を理解し支えることが重要であることから、都道府県等は、所属機関の理解を得られるように努めること。

6. 肝炎医療コーディネーターの技能向上（スキルアップ）

（1）対象者

- 肝炎医療コーディネーター養成研修の修了証又は認定証等を授与された者。なお、都道府県の判断により、それ以外の肝炎医療に携わる者等を対象にしても差し支えない。

（2）内容の例

- 以下の内容について、研修会や情報交換会を開催すること、文書やインターネットを活用した情報提供を行うことにより、肝炎医療コーディネーターの継続的な技能向上（スキルアップ）を図るように努めること。
 - ①肝炎医療に関する専門的な知識や最新の医療内容、肝炎に係る制度や施策の動向
 - ②肝炎医療コーディネーター相互の好事例や工夫に関する情報交換及び連携のための交流機会の提供
 - ③肝炎患者やその家族の立場や考えに触れる機会の提供

7. 肝炎医療コーディネーターの活動の周知

- 肝炎医療コーディネーターの活動内容が、肝炎患者やその家族、医療機関、民間の企業や団体、地域住民に広く知られ、活動への理解が図られるように、都道府県や拠点病院のホームページ及び広報誌などで、周知すること。
- 肝炎医療コーディネーターが配置されている医療機関、行政機関などのリストを作成して公表することや、これらの場所に肝炎医療コーディネーターが配置されている旨の掲示を行うことなども検討されたい。
- 肝炎医療コーディネーターは、地域住民や肝炎患者やその家族などに肝炎医療コーディネーターと判るようにバッジなどを活用し、周知を図ることも検討されたい。